

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件

(平成十四年三月二十五日文科科学省告示第五十三号)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

昭和五十六年十一月二十四日科学技術庁告示第二十三号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める告示）及び昭和六十年三月五日文部省告示第二十八号（補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間）は、廃止する。

（処分を制限する財産）

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「補助金等適正化法施行令」という。）第十三条第四号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。

二 補助金等適正化法施行令第十三条第五号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産（補助金等適正化法施行令第十三条第一号から第四号までに掲げる財産に該当するものを除く。）で取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。

（処分制限期間）

三 補助金等適正化法施行令第十四条第一項第二号に規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産について、別表のとおりとする。

別表

補助金等の 名称	処分を制限する財産の名称等		処分 制限 期間 (年)
	施設 設備等 の 分類	財産の名称・構造等	

政府開発援助ユネスコ活動費補助金	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五〇
民間社会教育活動振興費補助金	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四七
国立行政法人国立科学博物館施設整備費補助金	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四
国立行政法人国立女性教育会館施設整備費補助金	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	四一
放送大学学園補助金	飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三九
放送大学学園施設整備費補助金	その他のもの	三八
へき地児童生徒援助費等補助金	店舗用のもの	三九
学校教育設備整備費等補助金	病院用のもの	三九
教員研修事業費等補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三二
教育研修活動費補助金	公衆浴場用のもの	三二
大学改革推進等補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三二
独立行政法人教員研修	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影	三二

センター施設整備費補助金	響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるものの	三二
国立大学法人施設整備費補助金	その他のもの	
国立大学法人船舶建造費補助金	倉庫事業の倉庫用のもの	
公立学校等施設整備費補助金	冷蔵倉庫用のもの	二二
公立学校施設整備費補助金	その他のもの	三一
公立学校施設整備費補助金	その他のもの	三八
公立学校施設整備費負担金	開発研究用のもの	
公立学校施設整備費負担金	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作	五
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金	れんが造、石造又はブロック造のもの	
公立諸学校建物其他災害復旧費負担金	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一
日本私立学校振興・共済事業団補助金	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八
校振興・共済事業団補助金	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八

助金	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三六
私立大学等研究設備整備費等補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四
私立学校施設整備費補助金	公衆浴場用のもの	三〇
私立学校建物其他災害復旧費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
研究拠点形成費補助金	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二二
地域先端科学技術基盤施設整備費補助金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八
産学官連携イノベーション創出事業費補助金	その他のもの	
科学研究費補助金	倉庫事業の倉庫用のもの	
種子島周辺漁業対策事業費補助金	冷蔵倉庫用のもの	二〇
国際宇宙ステーション開発費補助金	その他のもの	三〇
宇宙開発事業団研究費補助金	その他のもの	三四
宇宙開発事業団研究費補助金	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	
宇宙開発事業団研究費補助金	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八

助民間スポーツ振興費等補助金	その他のもの	二四
民間スポーツ振興費等補助金	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	
独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター施設整備費補助金	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター施設整備費補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
独立行政法人国立青年の家施設整備費補助金	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
独立行政法人国立少年自然の家施設整備費補助金	公衆浴場用のもの	一五
独立行政法人国立少年自然の家施設整備費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
アイヌ文化振興等事業費補助金	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二
独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費補助金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四
国宝重要文化財等保存整備費補助金	その他のもの	一七

国宝重要文化財等保存活用施設整備費補助金	史跡等購入費補助金	独立行政法人国立博物館施設整備費補助金	電源立地等推進対策補助金	電源立地等推進対策交付金	原子力施設等防災対策等交付金	核燃料サイクル開発機構補助金（電源開発促進対策特別会計予算に限る。）	核燃料サイクル開発機構補助金（電源開発促進対策特別会計予算に限る。）	核燃料サイクル開発促進策特別会計予算に限る。）	核燃料サイクル開発促進策特別会計予算に限る。）
----------------------	-----------	---------------------	--------------	--------------	----------------	------------------------------------	------------------------------------	-------------------------	-------------------------

木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	一二
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	九
その他のもの	木骨モルタル造のもの	一五
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの		二二

船舶															
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九															
	酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	水そう及び油そう	鑄鉄製のもの	鋼鉄製のもの	飼育場	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	その他のもの	合成樹脂造のもの	木造のもの 橋、塔、やぐら及びドック	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	飼育場	その他のもの	前掲以外のもの 主として木造のもの	その他のもの
	一〇	一五	一五	二五	一五	一五	一〇	四五	一〇	一〇	一五	一〇	七	一五	五〇

鋼船	条までの適用を受ける鋼船														
	漁船														
	総トン数が五百トン以上のもの														
	総トン数が五百トン未満のもの														
	油そう船														
	総トン数が二千トン以上のもの														
	総トン数が二千トン未満のもの														
	その他のもの														
	総トン数が二千トン以上のもの														
	総トン数が二千トン未満のもの														
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船														
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船														
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船														
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びオーバークラフト														
	その他のもの														

ポンベ	溶接製のもの	鍛造製のもの	塩素用のもの	その他のもの	ドラムかん、コンテナーその他の容器	大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）	その他のもの	金属製のもの	その他のもの
								金庫	手さげ金庫
									その他のもの
									理容又は美容機器
									医療機器
									消毒殺菌用機器
									手術機器
									血液透析又は血しょう交換用機器
									ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練器
									調剤機器
									歯科診療用ユニット
六	一〇	七	三	二	五	二〇	五	五	七

光学検査機器	ファイバースコープ	その他のもの	その他のもの	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	その他のもの	その他のもの	陶磁器製又はガラス製のもの	主として金属製のもの
									その他のもの
									娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具
									ご、しょうぎ、まあじやん、その他の遊戯具
									スポーツ具
									劇場用観客いす
									どんちよう及び幕
									衣しょう、かつら、小道具及び大道具
									その他のもの
									主として金属製のもの
									その他のもの
六	八	四	六	一〇	五	五	三	五	一〇

	生物	
	植物	
	かんきつ樹	
	温州みかん	四〇
	その他	三五
	りんご樹	
	わい化りんご	二〇
	その他	二九
	ぶどう樹	
	甲州ぶどう	一五
	温室ぶどう	一〇
	その他	一二
	なし樹	二〇
	桃樹	一二
	桜桃樹	二〇
	びわ樹	三〇
	くり樹	二五
	梅樹	二五
	かき樹	三五
	あんず樹	二〇
	すもも樹	一五
	いちじく樹	一〇
	茶樹	三五
	貸付業用のもの	二
	動物	
	牛	
	繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	
	役肉用牛	五
	乳用牛	四
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	四
	その他用	六
	馬	
	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	七
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	六
	その他用	八
	豚	三
	綿羊及びやぎ	
	種付用	三
	その他用	五
	その他のもの	一五

機械及び装置																			
魚類	鳥類	その他のもの	開発研究用のもの	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	前掲のもの以外のもの	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	シート及びロープ	漁具	葬儀用具	楽器	自動販売機（手動のものを含む。）	焼却炉	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	食肉又は食鳥処理加工設備	鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備（集乳設備を含む。）	水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備
二	四	八	四	四		二	二	三	三	五	五	五	一〇	五		九	八	九	八

つけ物製造設備	トマト加工品製造設備	その他の果実又はそ菜処理加工設備	かん詰又はびん詰製造設備	化学調味料製造設備	味そ又はしょう油（だしの素類を含む。）製造設備	食酢又はソース製造設備	その他の調味料製造設備	精穀設備	豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備	その他の豆類処理加工設備	その他の農産物加工設備	粗製でん粉貯そう	その他の設備	砂糖精製設備	砂糖製造設備	砂糖精製設備	水あめ、ぶどう糖又はカラメル製造設備	パン又は菓子類製造設備	荒茶製造設備	再製茶製造設備	清酒、みりん又は果実酒製造設備	その他の酒類製造設備
七	八	九	八	七	九	八	九	一〇	八	九		二五	一二	一〇	一三	一〇	九	九	八	一〇	一二	一〇

酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備（医薬用ものを除く。）	九	動植物油脂製造又は精製設備（マーガリン又はリンター製造設備を含む。）	一二	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	一三	結氷かん及び凍結さら	三	その他の設備	九	発酵飼料又は酵母飼料製造設備	一〇	その他の飼料製造設備	一〇	その他の食料品製造設備	一六	生糸製造設備	七	自動繰糸機	一〇	その他の設備	一三	繭乾燥業用設備	一〇	紡績設備	八	合成繊維かさ高加工糸製造設備	一一	ねん糸業用又は糸（前掲のものを除く。）製造業用設備	一〇	織物設備	メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備	一〇	染色整理又は仕上設備	三	圧縮用電極板	七	その他の設備
---------------------------------	---	------------------------------------	----	---------------	----	------------	---	--------	---	----------------	----	------------	----	-------------	----	--------	---	-------	----	--------	----	---------	----	------	---	----------------	----	---------------------------	----	------	----------------------	----	------------	---	--------	---	--------

整経又はサイジング業用設備	一〇	不織布製造設備	九	フェルト又はフェルト製品製造設備	一〇	綱、綱又はひも製造設備	一〇	レース製造設備	一二	ラッセルレース機	一四	その他の設備	一四	塗装布製造設備	一四	縫製品製造業用設備	七	可搬式造林、伐木又は搬出設備	三	動力伐採機	六	その他の設備	八	製材業用設備	一二	製材用自動送材装置	八	その他の設備	八	チップ製造業用設備	九	単板又は合板製造設備	一〇	その他の木製品製造設備	一三	木材防腐処理設備	一二	パルプ製造設備	一〇	印刷設備	七	写真製版業用設備
---------------	----	---------	---	------------------	----	-------------	----	---------	----	----------	----	--------	----	---------	----	-----------	---	----------------	---	-------	---	--------	---	--------	----	-----------	---	--------	---	-----------	---	------------	----	-------------	----	----------	----	---------	----	------	---	----------

銅、鉛又は亜鉛製錬設備	その他の鉄鋼業用設備	鉄鋼熱間圧延設備	製鋼設備	純鉄又は合金鉄製造設備	製銑設備	その他の設備	トンネルがま	その他の炉	陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備	溶解炉	その他の設備	るつぼ炉及びデーターク炉	その他のガラス製品製造設備（光学ガラス製造設備を含む。）	つや出し剤、研磨油剤又は乳	油剤製造設備	その他の医薬品製造設備（製剤又は小分包装設備を含む。）	合成洗剤又は界面活性剤製造設備	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備	石けん製造設備
九	一五	一四	一四	一〇	一四	一二	七	八		九	一三	三		一一		七	七	九	九

アルミニウム製錬設備	ねじ製造業用設備	その他のめつき又はアルマイト加工設備	核燃料物質加工設備	金属加工機械製造設備	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備	その他の産業用機器又は部品若しくは附属品製造設備	プリント配線基板製造設備	自動車分解整備業用設備	前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備	合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備	真空蒸着処理業用設備	水産物養殖設備	竹製のもの	その他のもの	漁ろう用設備	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	その他の建設工業設備	排砂管及び可搬式コンベヤ	ジーゼルパイルハンマー	アスファルトプラント及び
一二	一〇	七	一一	一〇	一〇	一三	六	一三	一四	八	八		二	四	七	五		三	四	

バッチャープラント その他の設備	七	六
測量業用設備 カメラ その他の設備	七	五
洗車業用設備	一〇	
ガソリンスタンド設備 荷役又は倉庫業用設備及び卸 売又は小売業の荷役又は倉庫 用設備 移動式荷役設備 くん蒸設備 その他の設備	八	七 一〇 一二
国際電気通信事業用設備 デジタル交換設備及び電気 通信処理設備 アナログ交換設備 その他の設備	七	一六 六
ラジオ又はテレビジョン放送 設備	六	
その他の通信設備（給電用指 令設備を含む。）	九	
汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電 設備	一五	一五
蓄電池電源設備	六	
ホテル、旅館又は料理店業用 設備及び給食用設備	九	

公衆浴場設備 かま、温水器及び温かん その他の設備	八	三
故紙梱包設備	七	
電光文字設備	一〇	
映画製作設備（現像設備を除く。） 照明設備 撮影又は録音設備 その他の設備	八	六 三
天然色写真現像焼付設備	六	
その他の写真現像焼付設備	八	
種苗花き園芸設備	一〇	
汚水処理用機械及び装置	七	
上水道又は下水道業用設備	一二	
ばい煙処理用機械及び装置 （金属製のもので、機械及び 装置と一体と認められる排気 管及び放出筒を含む。）	七	
農林業用のもの 電動機 内燃機関、ボイラー及びボ ンプ トラクター 歩行型トラクター その他のもの	一〇	八 五 八
	八	

耕うん整地用機具	五
耕土造成改良用機具	五
栽培管理用機具	五
防除用機具	五
穀類収穫調製用機具	
自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター	五
その他のもの	八
飼料作物収穫調製用機具	
モア、ヘーコンディシヨナー（自走式のものを除く。）、ヘーレーキ、ヘーテッダー、ヘーテッダーレーキ、フォレージハーベスター（自走式のものを除く。）、ヘーベラー（自走式のものを除く。）、ヘープレス、ヘーローダー、ヘッドライヤー（連続式のものを除く。）、ヘーエレベーター、フォレージブロー、サイレージディストリビューター、サイレージアンローダー及び飼料細断機	五
その他のもの	八
果樹、野菜又は花き収穫調製用機具	
野菜洗浄機、清浄機及び掘取機	五

その他のもの	八
その他の農作物収穫調製用機具	
い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機、掘取機、つる切機及び茶摘機	五
その他のもの	八
農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。）	
花筵織機及び畳表織機	五
その他のもの	八
家畜飼養管理用機具	
自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、ふ卵機、保温機、畜衡機、牛乳成分検定用機具、人工授精用機具、育成機、育すう機、ケージ、電牧器、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、ふん尿散布機、ふん尿乾燥機及びふん焼却機	五
その他のもの	八
養蚕用機具	
条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし	五
その他のもの	八
運搬用器具	
造林又は伐木用機具	
自動穴掘機、自動伐木機	四

